

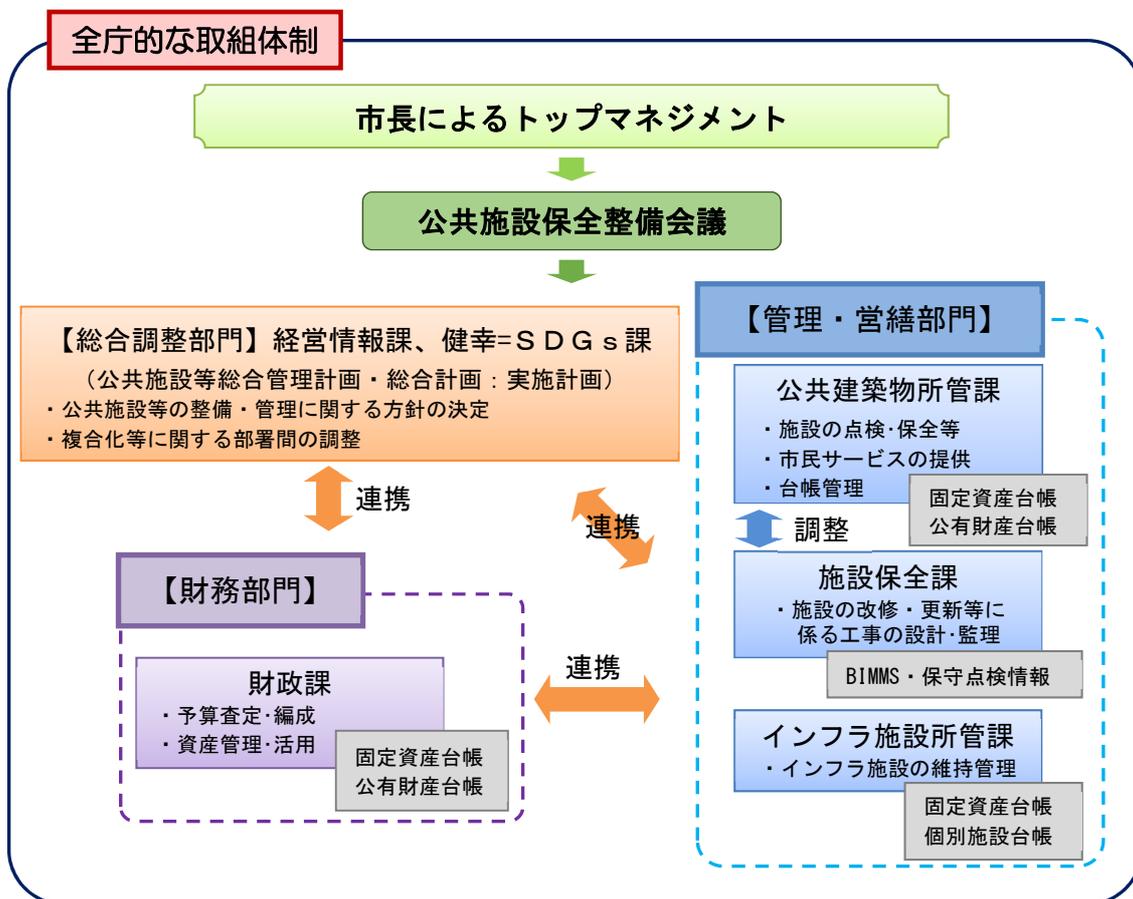
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理について

3-1 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

計画の取組体制は、公共施設保全整備会議を開催するとともに、市長のトップマネジメントにより、総合調整部門として経営情報課が公共施設等の管理に関する方針や複合化等に向けた部署間の調整を行い、健幸=SDGs課は公共施設事業の実施について、総合計画との整合を確認します。

公共建築物の日常的な点検や保全業務は建築物所管課が行いますが、公共建築物保全計画及び公共建築物個別施設計画に基づく改修・更新等に係る工事は、営繕部門として施設保全課が計画管理を担い、建物のハード面から工事の優先順位を判断しつつ、実施します。その他、建築物所管課は、ソフト面で市民サービスの提供のあり方を検討するとともに、施設の改修・工事履歴情報について、一元化に向けた取組を進めます。インフラ施設の維持管理・修繕・更新等についても、これまでどおり所管課が担うこととしますが、維持管理計画の進行管理については、総合調整部門と連携して行うこととします。

公共建築物所管課及びインフラ施設所管課が、財政課に対して予算要望を行う際には、総合調整部門や営繕部門と事前に調整を図ることとし、本計画の基本方針に沿った公共施設等の効率的な維持管理を実施します。



3-2 課題に対する基本認識

公共施設等が抱える課題から、今後、総合的かつ計画的に管理していくための基本認識を以下に整理します。

財政シミュレーションの結果による将来的な普通建設事業費の平均額として、

35年間で約2,491億円（年平均71.2億円）を支出見込

※歳入の見込みにあわせて普通建設事業費を削減した場合。

総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合（耐用年数経過時に単純更新を続けた場合）の試算結果は、

公共施設等（公共建築物＋インフラ施設）の改修・更新費用だけで

35年間で約3,082億円（年平均88.1億円）が必要！

※将来の普通建設事業費（財政シミュレーションの結果による）の平均と比較すると、**施設を維持していくだけでも591億円（年平均16.9億円）が足りなくなります!!**

本市が目指す維持管理の方法（予防保全型または管理水準の設定）を取り入れ、施設を長寿命化することができれば

公共施設等（公共建築物＋インフラ施設）の改修・更新費用が

35年間で約2,348億円（年平均67.0億円）

に減少できます！

※改修・更新費用（事後保全、予防保全）は、個別調査の結果により再計算することで変更になる可能性があります。試算結果は一般会計ベースですので、企業会計の上水道・下水道は含まれていません。

以上のことから、本市が目指す維持管理の方法が将来にわたり公共施設等を維持管理していく上で、有効であることがわかりました。そこで、今後も持続可能な公共施設等の運営を続けるため、施設の計画的な予防保全と長寿命化に努めます。

ただし、本市が目指す維持管理の方法で試算された改修・更新費用は、年度によってばらつきが生じています。年度毎に費用が大きく異なることは、財政運営上好ましくないため、事業費の平準化を図ることを目指します。

なお、施設の更新にあたっては、役割と機能の必要性を再検討した上で、公民連携により民間活力の活用を図ります。

また、本市が目指す維持管理の方法を推進することで、機能保全の観点も入れた予防保全型の維持管理・改修・更新の実施を推進することとし、利用者の安全性を確保します。

数値目標の設定：計画期間内における施設の老朽化に起因する重大事故ゼロ

※重大事故とは、人命にかかわるような事故を対象とする。

【参考】仮に現在の保有量を維持するために、不足額を住民全員で負担とした場合、毎年、約**8,900円/人**※の追加負担が生じる計算となります。

※1年当たりの不足額16.9億円を本市の人口189,877人（R3.3.31）で割った金額。

3-3 公共施設等の管理に関する方針について

(1) 本市の公共施設等の将来の方向性

将来に向けての公共施設等の管理に関する基本方針および実施方針を整理するに当たり、ここではこれまでの公共施設等の整備の状況と今後予測される社会変化から、まず本市の公共施設等が目指していく方向性を整理しました。

ア これまでの公共施設等の整備状況

本市は、昭和 27 年（1952 年）の市制施行から発展を続け、それに伴い人口も 37,704 人（市制施行時）から 189,877 人〔令和 2 年度末（2020 年度末）〕へと増加してきました。特に 1970 年代から 1980 年代にかけて、若い世代を中心とした人口の流入が多くありました。

この急速な人口増加による市民サービスを満たすために、公営住宅、学校、幼稚園、保育園等の施設を整備してきました。そして、まちの魅力が高まり、文化の向上や市民の暮らしも豊かになり、まちの発展にもつながりました。

イ 社会変化の予測からみる公共施設等の課題

総務省統計局の人口推移データによると、日本の総人口のピークは平成 20 年（2008 年）を境に減少を始めています。本市の人口は、令和 12 年（2030 年）までは増加すると見込まれていますが、長期的には国の人口推計と同じく減少していくことが予測されています。

また、あわせて人口構成の変化も予測されており、総人口が減少する中で、少子化により令和 7 年（2025 年）を境に生産年齢人口が減少し、団塊ジュニア世代が高齢化を迎える令和 22 年（2040 年）以降には、老年人口の比率がさらに高まることを見込まれます。市民サービスのあり方も人口構成にあわせて変化していくことから、長期的な視点で公共施設等の整備を進めることが求められます。

さらに、既に建設した公共施設等の更新時期も到来するため、更新費等の支出も負担になってきます。財政面において、将来の歳入の変動や、扶助費の増加により普通建設事業費が減少することになれば、市民の暮らしを支える公共施設等の更新ができなくなる恐れがあります。

また、政府は、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、地方自治体においても、脱炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

ウ 公共施設等の将来に向けて

本計画では、インフラ施設も含めた公共施設等を、今後も適切に維持管理していくために、将来予想される社会変化や厳しい財政状況を見据えて、公共施設等の基本方針等を立てて取り組んでいきます。

(2) 公共施設等の管理に関する基本方針

ア 公共建築物の基本方針

公共建築物については『質』、『量』、『財政』の観点から、本市が抱える課題を解決し、施設の効率的な管理運営と最適化を目指すことで、将来にわたって必要となる市民サービスを持続的に提供できるようにする必要があります。

そこで、本計画では、公共建築物の効果的かつ効率的な活用を目指し、次の3つを基本方針とします。なお、個別施設の修繕計画や長寿命化更新計画等は各個別の施設計画で示します。



❏ <<基本方針1 『安全性の確保と長寿命化の推進』>>

- ・公共建築物は、市民の安全な施設利用を確保することが最優先です。日常の安全点検から事故を未然に防ぎ、必要に応じて、老朽化対策や耐震化などを適切に行い、安全性を確保します。
- ・市民の財産である公共建築物は予防保全型の維持管理により長寿命化を図り、安全に利用できる環境づくりを第一に、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

❏ <<基本方針2 『資産保有量の最適化』>>

- ・本市の将来人口予測を踏まえ、施設利用者の増減予測から適正な施設配置を検討することにより、資産保有量の最適化を図ります。
- ・本市の公共建築物は、建物の状況に応じて最長90年の長寿命化を図ることとしています。ただし、建物は長く使い続けることができても、社会情勢や市民サービスの変化に伴い、施設の役割を見直す必要が生じることも考えられます。今後は、公共建築物の建替えや大規模改修の時期に合わせ、施設の存廃を含めたあり方を検討するとともに、集約化、複合化、多機能化等を検討します。

❏ <<基本方針3 『持続的な施設運営のための財源確保』>>

- ・市民サービスとして提供すべき水準を見直し、受益者負担の原則に基づき利用料金の適正化や、資産活用による資金調達・財源確保のあり方を検討します。
- ・公共建築物を経営資産と捉え、民間事業者等の優れたアイデアや経営の効率化に寄与できる方法を検討して、民間資金やノウハウを活用したPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）やPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）など公民連携について研究を進めます。

イ インフラ施設の基本方針

インフラ施設は、市民生活を支える重要な都市基盤となる施設であり、将来にわたって市民の安全・安心、快適な生活を担保するため、計画的な維持管理が必要です。

また、インフラ施設においても公共建築物と同様に、今後老朽化による施設更新が必要になるため、定期的に発生する維持管理コストの効率化や管理水準の見直しなどにより、更新コストの縮減も必要になります。

『質』、『量』、『財政』の課題のうち、インフラ施設の性質上、『量』の縮減は困難であるため、『質』と『財政』の観点から、次の3つを基本方針とします。



■ <<基本方針1 『安全・安心な市民生活の確保』>>

- 市民生活や社会経済活動の基盤となるインフラ施設は、計画的な維持管理や点検結果に基づく早期の修繕を実施することにより、未然に重大事故等を防ぎ、**安全・安心を確保**することで市民の日常生活を守ります。
- インフラ施設は生活に直結するライフラインの役目もあるため、防災面の備えとして大地震や浸水被害などの自然災害リスクに対して、耐震化や予備的機能の確保などを行います。

■ <<基本方針2 『効率的な維持管理』>>

- 従来の事後保全型の管理から予防保全型の管理に移行し、事故発生を未然に防ぐとともに、安全を優先した上での管理水準の見直しを行うことで**施設の長寿命化**を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。
- インフラ施設は、ネットワーク化することで機能を発揮しており、部分的に施設の縮減や集約化をすることが困難なため、維持管理業務について段階的に包括的業務委託（規模の拡大、長期契約化、工事の同期化など）を導入するなど、維持管理を効率化することでコスト縮減を目指します。

■ <<基本方針3 『情報の整理・計画に沿った維持管理』>>

- 効率的な修繕・更新工事が行えるように、各インフラ施設の劣化調査の結果から健全度を把握し、情報を整理します。
- 国土交通省、厚生労働省等、所管省庁ごとのインフラ長寿命化計画や指針などに基づき個別施設計画を策定する場合は、本計画との整合性を図り、維持管理を進めます。

(3) 公共施設等の管理に関する実施方針

ア 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部材や設備機器などから構成されており、市民の利用や経年劣化から生じる損傷や老朽化の進行に伴って本来の機能が低下していきます。公共施設等は、本市が保有する重要な資産として適正な管理を行っていく必要があります。また安全性を保つ必要もあるため、適切な点検を実施します。

公共建築物は、施設管理者による日常点検の実施及び点検の効率化を図るとともに、施設保全課は定期点検の結果や改修履歴等を集約し、データベース化をすることで、適正に管理を行い、安全性を高めます。

インフラ施設は、国の基準や指針に従い、適切な頻度で点検を実施し、老朽化の状況を把握した上で健全度の診断を行います。点検・診断結果を蓄積し、個別計画や修繕工事に活かし、メンテナンスサイクルを構築します。

イ 維持管理・修繕、改修・更新の実施方針

公共施設等の維持管理は、これまでは事後保全的な対応として、異常や機能面の不具合が発生してから対応してきました。今後は、利用者の安全及び施設の長寿命化を考え、さらに機能保全の観点も入れた、予防保全型の維持管理・修繕、改修・更新を実施します。公共施設等の更新時には、施設建設に運営や維持管理も含めた公民連携の手法を検討します。また、PPP/PFIを導入する場合は、他市の事例及び既に本市で実施している事例も参考にします。

また、照明のLED化や木材の利用促進を図るとともに、公共建築物への太陽光発電設備のほか、最先端技術の導入を検討することで、温室効果ガスの抑制に努めます。

ウ 安全確保の実施方針

公共施設等における安全確保は、第一に利用者の安全を担保することです。

公共建築物は、施設利用における事故を未然に防ぐために、施設管理者が安全点検を実施します。また、万一の事故や災害が発生した時の損害を最小限にとどめ、被害拡大を防ぐため施設保全課と連携して早期の復旧に努めます。

インフラ施設は、日ごろの安全管理に加え、災害時には各所管課を中心とした危機管理体制を構築し、市民生活への影響が最小限になるよう安全確保に努めます。

エ 耐震化の実施方針

多くの市民が利用する公共建築物について、地震などの災害時に備えて耐震性が確保される必要があるため、耐震診断の結果を踏まえて耐震改修を行いました。

インフラ施設については、重要橋りょうや重要管路を中心に耐震補強や耐震化を進めています。

オ 長寿命化の実施方針

市民が利用する公共施設等は、定期的な点検や改修による予防保全に努めるとともに、機能的な改善も図りながら長寿命化を推進していく必要があります。

本市において既に策定されている「安城市公共建築物保全計画」、「安城市学校施設長寿命化計画」、「安城市橋梁長寿命化修繕計画」、「安城市公園施設長寿命化計画」等と、方向性や方針の整合性を図り、長寿命化を目指した管理を実施していきます。現段階で、長寿命化計画が策定されていない施設については、今後新たに個別の計画の策定を検討し、本計画との整合性を図るものとします。

カ 統合や廃止に関する方針

本市の人口構成や市民サービス等の変化から、既存施設の規模や機能を維持したまま更新することが、維持管理コストと比較して負担が大きいと判断される施設については、機能面等で重複が見られる他分野の施設や同種の施設等の有無を含めて総合的に判断し、改修・更新の時期にあわせて、存廃を含めたあり方と再配置（他用途の公共建築物との複合化、用途変更または減築等）の検討を行います。

また、施設の再配置の検討が必要で、特に市民にとって影響が大きいと考えられる場合については、広報あんじょうや市公式ウェブサイトなどによる情報発信とともに、十分な合意形成を図りながら進めていきます。

キ ユニバーサルデザイン化の推進方針

本市では、これまで「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「愛知県人にやさしい街づくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化に取り組んできました。今後も引き続き、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進することとし、誰もが安全・安心な生活を送るため、公共施設等の改修・更新の際には、様々な利用者のニーズに柔軟に対応できるような整備に努めます。

ク 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本市では、経営情報課を中心に「公共施設等総合管理計画」の策定をはじめとした、公共施設等の効率的な維持管理・修繕、改修・更新についての検討を行ってきました。今後は、本計画に示す基本方針を全庁的な取組とするため、施設の管理運営状況を一元的に管理し、総合調整を図ります。

公共建築物、インフラ施設の所管課では、それぞれ、個別施設計画などの施設の長寿命化を図る計画を策定し、「公共施設等総合管理計画」と相互に連携を図り、公共施設マネジメントを実行していきます。

（4）施設類型ごとの管理に関する個別の方針

ア 公共建築物の個別の方針

① 市民文化系施設

公民館をはじめとした市民文化系施設は、主に貸館機能や市民向けの講座を提供しており、利用状況は施設によって異なりますが、一部には利用率が低い貸室等が存在するため、部屋の転用や利用促進のための柔軟な運用など、既存施設の有効活用を検討する必要があります。運営面においては、効率化を図るため、指定管理者制度の活用など公民連携について研究を進めます。

② 社会教育系施設

社会教育系施設は、中心市街地拠点施設（アンフォーレ）や歴史博物館、市民ギャラリーなど市内に唯一の施設が多く、機能の重複は無い状況です。一部の施設は、今後も増え続けると予想される資料等の収蔵スペースが不足傾向にあるため、その確保が課題となります。

運営面においては、PFI や指定管理者制度を採用している施設もあり、公民連携による効率的な管理・運営に努めていますが、更なる効率化の余地が無いか検討していきます。

今後も、運営面における課題の解決を図りつつ、施設機能は維持する方針とします。

③ スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設は、市民の健康を維持増進するために必要な施設であり、適切な維持管理を行い、現状を維持する方針とします。加えて、効率的な管理・運営を推進するために、公民連携による取組の拡大を検討します。

④ 産業系施設

安城産業文化公園（デンパーク）は、指定管理者制度により効率的な管理運営が図られていますが、施設の老朽化が顕在化しており、今後は修繕料を始めとする改修・更新費用の増加が懸念されます。パーク PFI 制度を参考に、公民連携による収益を還元する仕組みを構築するなど、改修・更新費用の課題の解決を図りつつ、施設機能を維持する方針を検討する必要があります。

⑤ 学校教育系施設

学校は、地区によって今後の児童・生徒数の動向は異なる予測であり、少人数学級の推進や多様な教育環境の創出によって余裕教室が少ない状況であることのほか、学区割り見直しについての問題もあるため、現状を維持する方針とします。一方で、利用頻度が少なく維持管理費がかかるプールについては、統廃合や民間施設の利用等も視野に入れた検討も必要な状況です。

市域外に設置されている野外センターは、主に小中学校の自然教室として利用されている施設ですが、将来的には管理人の担い手不足や地域医療の衰退による急病時の対応等が課題となる可能性があります。しかし、「自然からの学び」が得られる教育的な代替施設は無いため、当面は施設機能を維持する方針とします。また、自然教室として使用されない日は、市民が一般利用することが可能であり、レクリエーション施設としての機能を有しています。

給食調理場は、小・中学校および保育園・認定こども園に向けた給食を調理する施設です。児童・生徒数は市全体として減少傾向に転じていますが、施設・設備の老朽化、学校給食衛生管理基準・食物アレルギーへ対応するため、令和3年（2021年）9月に北部調理場を移転改修しました。今後も、将来にわたる必要食数の動向やアレルギー対応食の提供を踏まえた上で、3施設全体で適切な調理能力を確保していく必要があります。

⑥ 子育て支援施設

保育園・認定こども園は、少子高齢化の進展など人口構造の変化や女性の就労機会の変化などにより、施設のあり方に大きな影響を受けます。現在、本市では、低年齢児を中心に保育需要が増加傾向にあることから、民間保育事業者との連携や誘致、幼稚園の認定こども園への移行など待機児童を出さない対策をしています。将来的には、子どもの数の減少や教育・保育需要に合わせた対応が必要になると見込まれるため、再配置や統廃合も含めた検討が必要となります。

児童クラブは、需要が増加傾向であることに加え、更に6年生までの受け入れに伴い、小学校の特別教室を改修することで対応してきました。そのため、1つの小学校区内に複数の児童クラブが設置されています。将来的に需要が減少した場合には、集約する必要があるとともに、民間児童クラブの支援のあり方や指定管理者制度の導入など公民連携の可能性を含め、効率的な児童クラブの運営について検討します。

乳幼児を対象とした子育て支援の拠点施設である「あんぱ〜く」は、今後も機能継続は必要ですが、将来的に少子化が進展することで需要が減少する可能性もあるため、状況に応じた方針の検討が必要となります。

⑦ 保健・福祉施設

高齢福祉施設の高齢者生きがいセンターは、シルバー人材センターの活動拠点となっており、今後は会員数の増加も予想されることから、総合福祉センター改修工事に伴い、1階スペースへの移転が予定されています。

障害福祉施設の虹の家は、障害者の就労継続支援B型事業所として設置され、指定管理者によるサービスの向上と効率的な管理運営が図られており、民間事業者では受け入れ困難な方の働く場として機能しているため、現状維持の方針とします。

児童福祉施設のアんステップは、旧図書館を改修し、発達に遅れや心配がある子どもの相談、発達支援・療育、通園の機能を集約した施設として、平成30年度（2018年度）に開所した施設です。また、平成28年度（2016年度）に老朽化した施設・設備の更新を行った保健センターとともに現状維持の方針とします。

福祉センター及び社会福祉会館は、地域福祉の拠点施設として、地区社会福祉協議会及び町内福祉委員会やボランティアなど、地域住民との連携の場として維持していく方針とします。

⑧ 医療施設

休日夜間急病診療所は、保健センターに併設する医療施設であり、総合病院と適切に医療連携ができるように、今後も必要な機能を確保する方針とします。

⑨ 行政系施設

庁舎は、建設当時に比べて部署や職員数が増加していることから執務スペースが手狭であり、事務室が各庁舎に分散しているため、市民サービスの低下や職員の移動による損失が発生しています。また、耐震基準を満たす耐震補強は終わっていますが、災害対策本部としての機能を確保するためには、防災機能を強化する必要があります。そのため、将来的に建替えを行う場合には、市民利用における利便性、防災拠点の機能を踏まえた安全性、職員の業務遂行における効率性などの側面を考慮して検討することとします。

支所、出張所は、高齢化社会の進展により、これまで以上に各地域での市役所の出先機能の重要性が増すことから、今後も現状を維持する方針とします。

消防施設は、平常時は防災活動の中心として、災害時は延焼を最小限に抑えるための施設として役割を果たしています。現状では、施設規模や機能に対する課題は特に無いため、今後も維持する方針とします。

⑩ 公営住宅

公営住宅の入居に関して、入居待ち等が生じている状況ですが、将来的には、人口減少に伴い空き室の増加が想定されるアパート等の民間賃貸住宅を「セーフティネット住宅」とし、家賃の差額補助などによる民間活用の検討とあわせて、公営住宅のストック数の見直しを検討する必要があります。一方で、建替え方針とした公営住宅については、民間事業者における賃貸住宅供給のノウハウを活用したPFI手法の導入など整備手法を検討します。

⑪ 供給処理施設

排水機場は市民の生活や安全を守る重要な施設であるため、今後も機能を維持するために平成30年度に策定した施設保全計画により、必要な施設更新など計画的な維持修繕に努めます。

清掃事業所、環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、し尿処理施設）、リサイクルプラザ、せん定枝リサイクルプラント、資源化センター、榎前最終処分場などの一部施設は、延命化を図りながら運用している施設もありますが、市内唯一の施設であることを考慮し、ごみ処理の一連のサイクルから将来的な方向性を検討する必要があります。

⑫ その他

大山田東住宅の商業店舗は、公共サービスとしての施設の必要性を検討する必要があります。

クリエーションプラザは、商業振興の観点から主に商店街関係者が打合せをする場として使用されていますが、建物全体の長寿命化を図ることが困難であることから、今後の方針検討が必要です。

斎場、墓園は、総合斎苑の火葬機能は市の直営が望ましいと考えられますが、葬儀場の機能については、民間施設による代替が可能であるため、そのあり方について検討する必要があります。

公衆便所は、一部施設の機能向上を検討しつつ、現状の規模を維持する方針です。

放置自転車管理事務所は、実質的に使用していない事務所もあるため、今後、必要性を検討します。

有料駐車場、有料駐輪場は、駅周辺の住宅開発等による人口増加によっては不足する懸念がありますが、民間経営の駐車場もあるため、需要は満たされると考えられます。運営には指定管理者制度も導入していますが、維持管理面での更なる効率化の可能性を検討します。

イ インフラ施設の個別の方針

① 道路

幹線市道については、「舗装点検要領（国土交通省道路局）」に基づき、5年に1回程度の頻度で目視点検及び機械点検（路面性状調査※1）を行い、舗装の損傷状態（維持管理指数※2）により、舗装修繕の必要性を客観的に評価するとともに、舗装構造の健全度を診断し、最適な修繕工法の検討を行います。

幹線市道の舗装の個別施設計画として、点検・診断結果に基づき、修繕費用の縮減及び予算の平準化を目的とした「舗装長寿命化計画」を策定し、計画に基づいて予防保全型の維持管理を行うことで、事後保全型的な対応から予防保全的に対応に転換を図り、道路の長寿命化を図ります。

メンテナンスサイクルの構築に向け、路面性状調査などの点検・診断を継続的に実施し、その結果に基づく修繕を適切な時期に実施するとともに、点検などにより得られた舗装の状態や修繕履歴を台帳に記録し、時期点検・診断に活用することにより、計画的な修繕を実施します。

その他の市道については、職員によるパトロールや町内会の土木事業要望などにより、損傷状態を確認し、必要となる修繕を行う事後保全型の維持管理により、安全で円滑な交通の確保を図ります。

※1 路面性状調査：路面の状態（ひび割れ、わだち掘れ、平坦性）を把握すること

※2 維持管理指数：現状の舗装が悪化した状態を総合的に解析した値（数値化）



② 橋りょう

橋りょうの点検に際しては、「橋梁点検要領（案）（愛知県建設部道路維持課）」に基づき、全ての橋りょうを対象に5年に1回の頻度で、近接目視を基本として点検を行います。点検結果、損傷原因、耐荷力への影響、損傷の進行性、架橋環境条件、橋りょうの重要度を十分把握し、部材単位および橋りょう毎に判定区分を4段階に区分し、健全性の診断を行います。



「安城市橋梁長寿命化修繕計画」より

橋りょう分野の個別施設計画として、点検・診断結果に基づいて、修繕・更新（架替え）の費用の縮減および平準化を目的とした「安城市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、計画に基づいて予防保全型の維持管理を行うとともに修繕・更新（架替え）を行うことで、事後保全的な対応から予防保全的な対応に転換を図り、橋りょうの長寿命化を図ります。

利用者の安全確保として、点検・診断結果により機能に著しく支障が生じており、通行に危険があると判断した橋りょうにおいて、修繕・更新（架替え）が完了し、機能の安全が確保できるまで通行止めの措置を行います。なお、緊急輸送道路^{※3}などの主要な橋りょうについては、耐震化が完了しています。

コスト削減の観点から、人道橋などについては、河川改修事業に伴い橋りょうの架替えを行う場合には、単独での設置を見直し、近接した道路橋りょうに統合・廃止することを検討します。

点検費用を削減する目的で、職員でも点検ができるように専門知識を有する人材の確保を検討します。また、研修等に参加し、点検や診断に係る技術力を習得します。

※3 緊急輸送道路：災害時に必要な救助、消防活動および緊急物資を運ぶための道路

③ 横断歩道橋等

横断歩道橋及び大型ボックスカルバートの点検に際しては、「歩道橋定期点検要領（案）（愛知県建設部道路維持課）」及び「シェッド・大型カルバート等点検要領（案）（愛知県建設部道路維持課）」に基づき、近接目視による点検を基本とし、点検時には、点検項目に応じて、触診、打音検査等を行います。点検結果、損傷原因、耐荷力への影響、損傷の進行性等を十分把握し、部材単位及び横断歩道橋・大型ボックスカルバート単位での健全性の判定を行います。

横断歩道橋及び大型ボックスカルバート分野の個別施設計画として、点検・診断結果に基づき、修繕・更新に係る費用の縮減及び予算の平準化を目的とした「横断歩道橋及び大型ボックスカルバート長寿命化修繕計画」を策定しており、計画に基づいて予防保全型の維持管理を行うことで、事後保全的な対応から予防保全的な対応に転換を図り、横断歩道橋及び大型ボックスカルバートの長寿命化を図ります。

施設の機能を良好に保つため、5年に1回の定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握等については、職員によるパトロールを行っていきます。



横断歩道橋



大型ボックスカルバート

④ 河川

河川等の維持管理に際しては、「第2次安城市雨水マスタープラン」に基づき、施設の状態を適切に把握し、既存ストックを有効に活用・維持できるように日常管理を計画的に実施していきます。

河川や主な排水路は、出水期に巡視を実施し、巡視の結果及び地元からの通報により、土砂の堆積や施設の異常などが確認された場合には、浚渫や修繕等を行います。

また、市民協働の取組として草刈や清掃などを町内会に委託することで、市民の河川等への愛護意識の高揚を図ります。



準用河川 上条川

⑤ 雨水関連施設

調整池、ポンプ施設及び雨水管路は、具体的な施設管理の目標及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕改築計画を策定し、計画的な点検・調査及び改築等を行います。



平常時



大雨時

追田川調整池

⑥ 公園

公園施設の現地調査・健全度判定を定期的に行うとともに、遊具については、毎年、点検を実施します。現地調査・健全度判定の結果をもとに、公園施設の修繕・更新において、ライフサイクルコストの削減が見込める施設は予防保全型管理を取り入れることで、維持管理コストの削減と平準化を目指します。また、ユニバーサルデザイン化を推進し、多目的トイレの設置や園路のバリアフリー化を進めるとともに、



堀内公園

利用ニーズを踏まえた施設の導入を検討します。昭和期に整備された 45 公園及び堀内公園については、公園分野の個別施設計画として「安城市公園施設長寿命化計画」が策定されており、この計画に基づき公園施設の維持管理を実施しています。今後は、平成期に整備された公園においても長寿命化計画の策定を行い、計画に基づいた維持管理を検討します。

公園施設の適正管理を進めるため、台帳の整備・充実を図るとともに修繕・更新を実施した履歴を蓄積できるシステムの構築を目指します。

⑦ 上水道

水道事業全体の健全度の向上や事故防止の推進に向け、施設の点検、診断などは予防保全的な観点を取り入れて実施します。

定期的な点検、診断などにより破損状況や劣化状況を把握し、施設供用後の経過年数や優先順位を考慮しながら、上水道分野の個別施設計画として、「安城市新水道ビジョン」におけるアセットマネジメント（資産管理）に基づき、予防保全を前提とした施設の計画的な維持管理・修繕・更新を実施します。



北部浄水場ろ過機

老朽化した管路の更新に際しては、費用対効果が高く耐用年数の長い管種を採用します。また、施設の診断を行う際には、設備の劣化状況について詳細に把握することで、修繕による部品交換等により、施設本体の長寿命化を図ります。

安全確保の実施方針として、浄水処理過程において、水質等常時計測設備による監視体制とするとともに、多様化する水質問題に的確に対応できるよう水安全計画を適時見直していきます。また一方で、災害や事故などの非常事態に備えた危機管理体制とします。

耐震化の実施方針として、管路が破損した場合の市民に与える影響などを考慮して、基幹となる導水管、配水本管、病院や避難所への配水管や緊急輸送道路に埋設された配水管などを優先し、適正口径による耐震化を図ります。また、浄配水場の設備についても計画的な耐震化を進めていますが、設備を更新する際には、原水水質、給水需要等に合わせた設備能力を随時検証し、施設の運転、配備の最適化を図ります。

浄配水場の維持管理の実施方針として、効率的な維持管理（運転、点検、修繕）に努め、代替機能の無い設備については、事後保全型の管理から予防保全型の管理に移行し、事故発生を未然に防ぐとともに、安全を優先した上での設備の長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図ります。

今後は、官民連携による民間活力、技術力を反映した施設管理を目指して、包括的業務委託の可能性を検討するとともに、愛知県水道広域化研究会議での検討結果を踏まえ、事業者間の連携など、広域化の可能性を引き続き研究していきます。

⑧ 下水道

平成 27 年度（2015 年度）に下水道法が改正され、腐食の恐れが大きい管渠等は 5 年に 1 度以上の頻度で点検を行うことが義務付けられました。

下水道分野の個別施設計画として、平成 30 年度（2018 年度）に「安城市下水道施設ストックマネジメント基本計画」を策定し、下水道施設の点検・診断を実施しています。

「安城市下水道施設ストックマネジメント基本計画」により各施設の標準耐用年数に対して目標耐用年数を設定し、点検・診断の実施により、修繕や改築に関する計画を立案し、予防保全型の維持管理を進め、トータルコストの削減と平準化を目指します。

安全確保の実施方針として、下水道施設の腐食等に起因する陥没事故等を未然に防ぐため、施設の状況を下水道管内カメラ等調査にて点検・診断し、「安城市下水道施設ストックマネジメント基本計画」による予防保全策として、管渠等の強度に影響が出る前に、管更生工法※4 等による改築工事を行っています。

また、「安城市污水適正処理構想」に基づき、今後も整備目標の実現を目指し、継続的に下水道整備を進め、令和 7 年度末（2025 年度末）までに整備を概ね完成する予定です。令和 8 年度（2026 年度）には、農業集落排水の汚水処理を公共下水道の浄化センターでの処理に統合させるため、福釜東部浄化センターを廃止する計画です。

耐震化については、「安城市下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な幹線管渠等から耐震化を進めています。

なお、下水道事業は、令和元年度（2019 年度）から企業会計へ移行しており、下水道資産を適切に把握・管理することにより、経営の健全化に努めています。



管更生前



管更生後

※4 管更生工法：既存の管渠内面に新管を構築して能力の確保を行う工法